

「年末年始の交通安全運動」実施要領について

(公社)福岡県トラック協会

1. 実施期間

平成29年12月10日（日）～平成30年1月10日（水）の32日間

2. 重点項目

- (1) 飲酒運転の撲滅
- (2) 子供と高齢者に配慮した思いやり運転
- (3) 交差点・高速道路における安全運転の励行
- (4) 夜間・夕暮れ時の交通事故防止
- (5) 横断歩道における交通事故の防止

3. 具体的推進事項

(1) 組織的に実施するもの

【県ト協が実施するもの】

- ① ポスター等を作成し、全会員に配布するとともに、運動の周知・徹底を行う。
- ② 期間中、適正化事業指導員による街頭パトロール指導等を実施し、重点項目の推進を図る。
- ③ 懸垂幕、輸送情報等の広報媒体を利用し、運動の周知と意識の高揚を図る。

【各支部が実施するもの】

- ① バスキャンペーン等の際には、「信号を守ろう横断幕」を積極的に活用する等して、会員事業所及び地域住民に、本運動の浸透と交通安全意識の高揚を図り、効果的な運動を展開する。
- ② 傘下会員事業所（事業主・管理者・従業員）を対象に必要に応じて交通安全のための講習会を開催し、運動の周知徹底を図る。
- ③ 所轄警察署等の関係行政機関及び各地区交通関係団体と連携を密にして、運動の効果的推進を図る。

(2) 会員事業所が実施するもの

- ① 運動期間中は、各事業所において懸垂幕・桃太郎旗等を掲げるとともに街頭監視活動や運転者への安全運転教育並びに指導を徹底する。
- ② 「危険ドラッグ」等薬物使用による運転の悪質性及び危険性について運転者に対し周知徹底する。
- ③ 飲酒運転撲滅のため、点呼時には必ずアルコールチェッカーを使用して、酒気帯びの有無について確認し、運転者に対して、飲酒運転防止にかかる指導・監督の徹底を図るとともに、飲酒運転が招く結果の重大さを再認識させる。
- ④ 交通事故の要因となる違法駐車等の追放について、運転者に対し指導を徹底する。
- ⑤ 当運動ポスターを掲示して、ポスター掲載の無事故カレンダーに交通事故発生の有無について日々「○×」を記入し、無事故達成に向けての指標とする。
- ⑥ 車両の日常点検及び定期点検を確実に実施し、整備不良による交通事故を防止する。

(3) ドライバーの遵守事項

- ① 飲酒運転は絶対にしない。特に年末・年始は飲酒の機会が多いので、十分注意する。
- ② 信号を守る。
- ③ 歩行中や自転車乗車中の子供や高齢者を見かけた時は、徐行するなど、その行動に配慮した思いやり運転を励行する。
- ④ 交差点付近では、信号や周囲の状況に注意し、右左折時には、横断歩行者や他の通行車両等に対する安全確認を確実にするなど交通モラル・マナーを念頭においた模範運転を心掛ける。
- ⑤ 高速道路では、車間距離の確保、スピードの出しすぎ等に留意した安全運転を心掛ける。特に雨天、降雪・凍結時は、スリップに注意し走行する。
- ⑥ 夜間は、スピードを抑え、夕暮れ時は、早めにライトを点灯することにより、夜間・夕暮れ時の交通事故を防止する。
- ⑦ 横断歩道に歩行者を見かけたら、横断歩道手前で一時停止し、歩行者の横断を妨げない。

4. 配慮事項

- (1) 期間中は、警察・運輸支局等の関係行政機関及び交通関係団体と連携を密にし、本運動の効果的推進を図ること。
- (2) 街頭キャンペーン等の際には、受傷事故防止に十分配慮すること。

